

新潟市認定こども園条例をここに公布する。

平成29年10月3日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第37号

新潟市認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設として，本市に認定こども園を設置する。

2 認定こども園の名称及び位置は，次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
新潟市立中之口こども園	新潟市西蒲区三ツ門59番地2

(対象とする子ども)

第2条 認定こども園に入園することができる子どもは，次に掲げる子どもとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項の規定により認定こども園への入園を市長が承諾した子ども
- (2) 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもで，認定こども園への入園を市長が承諾した子ども（前号に掲げる子どもを除く。）

(退園の届出)

第3条 保護者が，その子どもを認定こども園から退園させようとする場合は，その退園させようとする日の10日前までに市長にその旨を届け出なければならない。

(休園日)

第4条 認定こども園の休園日は，次に掲げるとおりとする。ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（保育料の徴収）

第5条 市長は、入園した子どもの保護者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定による使用料（以下「保育料」という。）を徴収する。

2 保育料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 同条第3項第2号に掲げる額を限度として規則で定める額

(2) 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に掲げる場合 同条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として規則で定める額

3 同一の月に一の認定こども園において、前項第1号及び第2号に掲げる場合のいずれにも該当するときの当該月の分の保育料の額は、前項第1号に定める額とする。

4 子どもが月の途中において認定こども園に入園し、又は認定こども園から退園した場合の当該入園又は退園の日の属する月の保育料については、日割りにより徴収する。

（保育料の納付期限）

第6条 保育料は、毎月当該月分をその月の末日（12月分にあつては、12月28日）までに納付しなければならない。ただし、前条第4項の規定による保育料は、入園又は退園の日の属する月の翌月の末日（11月分にあつては、12月28日）までに納付しなければならない。

（保育料の免除）

第7条 市長は、保護者が特別な理由により保育料を納付することができないと認める場合は、その保育料の全部又は一部を免除することができる。

（保育料の還付）

第8条 既納の保育料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、

その保育料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(入園等に関する特例)

2 新潟市立中之口こども園への入園に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、行うことができる。

3 施行日前に行われる新潟市立なかのくち保育園又は新潟市立中之口幼稚園への施行日以後の入園に必要な手続その他の行為は、新潟市立中之口こども園への入園に必要な手続その他の行為とみなす。

4 施行日の前日において、現に新潟市立なかのくち保育園又は新潟市立中之口幼稚園に在園し、かつ、附則第6項及び第7項の規定による改正がなかったならば施行日において新潟市立なかのくち保育園又は新潟市立中之口幼稚園に在園していたであろう子どもは、施行日において新潟市立中之口こども園に入園したものとみなす。ただし、新潟市立中之口こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

5 この条例の施行の際、現に改正前の新潟市保育所条例(昭和39年新潟市条例第17号)及び新潟市幼稚園条例(昭和39年新潟市条例第31号)の規定により行われた新潟市立なかのくち保育園及び新潟市立中之口幼稚園に係る手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

(新潟市保育所条例の一部改正)

6 新潟市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表新潟市立なかのくち保育園の項を削る。

(新潟市幼稚園条例の一部改正)

7 新潟市幼稚園条例の一部を次のように改正する。

第2条の表新潟市立中之口幼稚園の項を削る。